


**弁護士による！**

# **中小企業金融円滑化法終了に伴う、 中小企業のための、無料法律相談会**

実施日時 2013年6月4日午後1時半～午後4時半まで

兵庫県弁護士会尼崎支部では、下記要領にて、弁護士が、中小企業金融円滑化法終了に伴う相談に応じます。まずは、予約専用電話番号にご連絡下さい。



**予約専用電話 06-4869-7614**

受付時間；平日午前9時30分～正午、午後1時～4時

相談日時；2013年6月4日午後1時半～午後4時半

相談場所；兵庫県弁護士会尼崎支部

（フェスタ立花北館5階。JR立花駅南側徒歩3分。）

相談方法；弁護士との面談相談（1社1時間：相談時間の延長はしない）

相談料：**無料**

相談受付数；**9社まで**

今年の3月末をもって、中小企業金融円滑化法が終了しました。これまで、同法によって、リスクなどを受けてきた中小企業の皆様の中には、これが終了したことに伴い、資金繰りや返済に心配を抱えた方や、資金繰りに窮しはじめた方がおられると思います。

弁護士会尼崎支部では、そんな中小企業のみなさまのために、現在抱えておられる困難を解決するための、事業再生などの手段についてご助言します。

もちろん具体的な相談内容の秘密は厳守します。お気軽にご相談下さい。

主催：兵庫県弁護士会尼崎支部